令和７年度

越谷市労働報酬等審議会第１回会議

日　時 令和７年１０月１０日（金）１４：００～
場　所 本庁舎４階　庁議室

次　第

○審議会第１回会議

１　開会

２　諮問

３　議事

（１）越谷市労働報酬等審議会の審議経過等について

（２）報告事項
①令和６年度労働報酬下限額適用案件の履行状況等について
②アンケート結果について
③令和７年度労働報酬下限額適用案件の発注状況について

（３）協議事項
①業務委託等に係る労働報酬下限額について

４　付帯意見に係る調査状況について

５　その他

６　閉会

越谷市労働報酬等審議会　委員名簿

（順不同・敬称略）
令和７年１０月１日現在

	氏名	委員区分	所属	その他
委員	よこや　たけし 横家　豪	学識経験者	埼玉弁護士会越谷支部	横家豪法律事務所
	すぎやま　ゆか 杉山　由華	学識経験者	埼玉県社会保険労務士会 越谷支部	埼玉県社会保険労務士会 社会貢献委員会 労働条件審査運営小委員会推進員
	たかはし　かずひこ 髙橋　和彦	事　業　者	越谷建設推進協同組合 理事	髙元建設株式会社 代表取締役
	たけむら　みつお 竹村　光生	事　業　者	一般社団法人埼玉県経営者協会	株式会社エナジー宇宙（そら） 総務企画部長
	たにの　しげひさ 谷野　成寿	労　働　者	埼玉土建一般労働組合 越谷支部　書記長	
	やました　ひろゆき 山下　弘之	労　働　者	越谷地区労働組合協議会 副議長	

委嘱期間　　令和７年１０月１日から令和９年９月３０日まで

資料１

令和７年度 越谷市労働報酬等審議会 第１回会議 資料

【越谷市労働報酬等審議会の審議経過等について】

１　審議会の目的

越谷市公契約条例（平成２９年４月１日施行）に基づく労働報酬下限額を決定するにあたり、その過程の透明性や、水準の妥当性、公平性等を確保するため、市長からの諮問に応じて調査・審議を行うものです。

○労働報酬下限額とは
公契約に係る適正な労働環境を確保する観点から、市が独自に定め、受注者に対して義務付ける賃金の下限額（建設工事の各職種及び業務委託ごとに設定）

２　審議会開催状況

平成28年度	日時		場所	議題等
第1回会議	平成29年1月12日(木)	10:00～12:00	本庁舎2階庁議室	委嘱式、諮問、業務委託等に係る労働報酬下限額について
第2回会議	平成29年1月25日(水)	14:30～16:30	本庁舎5階第4委員会室	業務委託等に係る労働報酬下限額について
第3回会議	平成29年2月13日(月)	13:30～15:30	中央市民会館5階特別会議室	建設工事に係る労働報酬下限額について
答申式	平成29年2月17日(金)	13:45～14:10	本庁舎2階庁議室	答申

平成29年度	日時		場所	議題等
第1回会議	平成30年1月10日(水)	15:00～17:10	本庁舎5階第4委員会室	諮問、業務委託等に係る労働報酬下限額について
第2回会議	平成30年2月14日(水)	10:00～11:05	中央市民会館5階特別会議室	業務委託等、建設工事に係る労働報酬下限額について
答申式	平成30年3月13日(火)	11:00～11:25	本庁舎2階庁議室	答申

平成30年度	日時		場所	議題等
第1回会議	平成30年11月22日(木)	14:00～16:10	本庁舎5階第4委員会室	諮問、業務委託等、建設工事に係る労働報酬下限額について
答申式	平成31年1月7日(月)	13:00～13:25	本庁舎2階庁議室	答申

令和元年度	日時		場所	議題等
第1回会議	令和元年10月2日(水)	14:00～15:00	本庁舎2階庁議室	委嘱式、諮問、事前説明労働報酬下限額について
第2回会議	令和元年10月15日(火)	9:30～11:30	中央市民会館5階特別会議室	業務委託等に係る労働報酬下限額について
第3回会議	令和2年3月12日(木)	14:00～15:00	中央市民会館5階特別会議室	建設工事に係る労働報酬下限額について
答申式	令和2年3月24日(火)	13:00～13:30	本庁舎2階庁議室	答申

令和2年度	日時		場所	議題等
第1回会議	令和2年10月21日(水)	10:00～11:30	本庁舎2階庁議室	諮問、業務委託等に係る労働報酬下限額について
答申式	令和2年10月21日(水)	11:30～11:40	本庁舎2階庁議室	答申
第2回会議	令和3年3月16日(火)	書面開催	書面開催	建設工事に係る労働報酬下限額について
答申式	令和3年3月24日(水)	書面開催	書面開催	答申

令和3年度	日時		場所	議題等
第1回会議	令和3年10月4日(月)	9:30～11:30	本庁舎8階第2委員会室	委嘱式、諮問、業務委託等に係る労働報酬下限額について
答申式	令和3年10月4日(月)	11:30～11:40	本庁舎8階第2委員会室	答申
第2回会議	令和3年11月25日(木)	14:00～15:30	中央市民会館5階特別会議室	見習い・手元等に係る労働報酬下限額について
第3回会議	令和4年3月15日(火)	13:30～14:50	中央市民会館5階特別会議室	建設工事に係る労働報酬下限額について
答申式	令和4年3月23日(水)	15:00～15:30	本庁舎4階庁議室	答申

令和4年度	日時		場所	議題等
第1回会議	令和4年10月7日(金)	10:00～11:20	本庁舎4階庁議室	諮問、業務委託等に係る労働報酬下限額について
答申式	令和4年10月7日(金)	11:20～11:30	本庁舎4階庁議室	答申
第2回会議	令和5年1月30日(月)	14:00～15:30	中央市民会館5階第8会議室	手元・見習い等に係る労働報酬下限額について
第3回会議	令和5年3月14日(火)	14:00～15:00	中央市民会館5階特別会議室	建設工事に係る労働報酬下限額について
答申式	令和5年3月24日(金)	13:30～14:00	本庁舎4階庁議室	答申

令和5年度	日時		場所	議題等
第1回会議	令和5年10月6日(金)	14:00～15:50	本庁舎4階庁議室	委嘱式、諮問、業務委託等に係る労働報酬下限額について
答申式	令和5年10月6日(金)	15:50～16:00	本庁舎4階庁議室	答申
第2回会議	令和6年3月14日(木)	14:00～15:45	中央市民会館5階第8会議室	建設工事に係る労働報酬下限額について
答申式	令和6年3月22日(金)	13:30～14:00	本庁舎4階庁議室	答申

令和6年度	日時		場所	議題等
第1回会議	令和6年10月8日(火)	14:00～15:50	第三庁舎5階会議室6	諮問、業務委託等に係る労働報酬下限額について
答申式	令和6年10月8日(火)	15:50～16:00	第三庁舎5階会議室6	答申
第2回会議	令和7年3月14日(金)	14:00～15:45	第三庁舎5階会議室6	建設工事に係る労働報酬下限額について
答申式	令和7年3月21日(金)	13:30～14:00	本庁舎4階庁議室	答申

３　労働報酬下限額の設定

〇工事の請負の契約に係る労働報酬下限額

平成２９年度	平成２９年度公共工事設計労務単価の９０パーセントを基準
平成３０年度	平成３０年度公共工事設計労務単価の９０パーセントを基準
令和　元年度	令和元年度公共工事設計労務単価の９０パーセントを基準
令和　２年度	令和２年度公共工事設計労務単価の９０パーセントを基準
令和　３年度	令和３年度公共工事設計労務単価の９０パーセントを基準
令和　４年度	令和４年度公共工事設計労務単価の９０パーセントを基準
令和　５年度	令和５年度公共工事設計労務単価の９０パーセントを基準
令和　６年度	令和６年度公共工事設計労務単価の９０パーセントを基準
令和　７年度	令和７年度公共工事設計労務単価の９０パーセントを基準

〇業務の委託に関する契約及び指定管理協定に係る労働報酬下限額

平成２９年度	９３０円（1時間当たり）
平成３０年度	９６０円（1時間当たり）
令和　元年度	９６０円（1時間当たり）
令和　２年度	９８５円（1時間当たり）
令和　３年度	９８７円（1時間当たり）
令和　４年度	１，００９円（1時間当たり）
令和　５年度	１，０３５円（1時間当たり）
令和　６年度	１，０９０円（1時間当たり）
令和　７年度	１，１６０円（1時間当たり）

４　下限額対象案件

	工事請負	業務委託	指定管理協定	計
平成２９年度	１１件	４件	0件	１５件
平成３０年度	１９件	３６件	0件	５５件
令和　元年度	１６件	２４件	2件	４２件
令和　２年度	２５件	２９件	2件	５６件
令和　３年度	１３件	３５件	１９件	６７件
令和　４年度	１７件	３２件	1件	５０件
令和　５年度	３４件	３６件	0件	７０件
令和　６年度	４３件	４３件	7件	９３件

５　令和７年度審議会予定

令和７年度	日時	議題等
第１回会議	１０月１０日（金）	諮問、業務委託等に係る労働報酬下限額について審議
答申	１０月１０日（金）	業務委託等に係る労働報酬下限額の答申
下限額決定	１０月中旬	業務委託等に係る労働報酬下限額の決定
第２回会議	３月上旬	建設工事に係る労働報酬下限額について審議
答申	３月中旬	建設工事に係る労働報酬下限額の答申
下限額決定	３月下旬	建設工事に係る労働報酬下限額の決定

資料２

令和７年度越谷市労働報酬等審議会第１回会議資料

【報告事項】

①　令和６年度労働報酬下限額適用案件の履行状況等について

②　アンケート結果について

③　令和７年度労働報酬下限額適用案件の発注状況について

①令和６年度労働報酬下限額適用案件の履行状況等について

令和６年度

【労働報酬下限額適用案件数】

工事請負　　　４３件
業務委託　　　４３件
指定管理協定　　７件　　計９３件

○工事請負　案件一覧

No.	契約名	契約金額	業者名
1	越谷市立大袋中学校外構改修工事	231,880,000	(株)豊田工務店
2	消防指令システム整備工事	3,270,861,000	沖電気工業(株)
3	越谷市大袋地区センター・公民館建設工事（建築）	1,268,300,000	高元建設(株)
4	越谷市大袋地区センター・公民館建設工事（電気設備）	286,000,000	(株)大久保電気
5	公園整備工事（(仮称）西大袋第１号公園）三期工事	192,500,000	(株)鈴木組
6	越谷市立小学校屋内運動場空調設備設置工事（大沢小学校外２か所）	305,756,000	(株)ナカノヤ
7	越谷市立小学校屋内運動場空調設備設置工事（大相模小学校外２か所）	298,100,000	(株)新興設備
8	越谷市立小学校屋内運動場空調設備設置工事（荻島小学校外２か所）	257,070,000	(株)桶新設備
9	越谷市立中学校屋内運動場等空調設備設置工事（中央中学校外１か所）	456,247,000	(株)ナカノヤ
10	越谷市立中学校屋内運動場等空調設備設置工事（北陽中学校外１か所）	298,760,000	(株)新興設備
11	越谷市立中学校屋内運動場等空調設備設置工事（富士中学校外１か所）	291,196,400	(株)協和設備
12	越谷市立中学校屋内運動場等空調設備設置工事（光陽中学校外１か所）	268,620,000	(株)ナカノヤ
13	越谷市立北中学校照明器具ＬＥＤ化工事	58,795,000	太洋電設工業(株)
14	越谷市立東越谷小学校照明器具ＬＥＤ化工事	49,302,000	村川電気工業(株)
15	越谷市立南越谷小学校照明器具ＬＥＤ化工事	50,050,000	(有)スバル電業
16	越谷市立大沢北小学校照明器具ＬＥＤ化工事	49,500,000	トバセ電気工事(株)
17	第二庁舎受変電設備改修工事	137,995,000	(有)スバル電業
18	越谷市大袋地区センター・公民館建設工事（機械設備）	199,446,500	(株)カネクラ
19	（仮称）緑の森公園保育所建設工事（外構）	149,270,000	和光・水谷経常建設共同企業体　(代)和光建設(株)　三郷支店
20	越谷市立西方小学校校舎外壁改修工事	143,000,000	(株)須賀工務店
21	道路舗装工事（市道８００９２号線）	50,290,900	(株)水口土建
22	越谷市立北越谷小学校校舎外壁改修工事	85,800,000	(株)山下工務店
23	大間野排水機場排水ポンプ更新工事	91,300,000	荏原実業(株)
24	千疋幹線排水路整備工事６－１	142,450,000	池中建設(株)

25	大袋学童保育室建設工事	101,200,000	(株)会澤工務店
26	末田落し改修工事６－１	141,900,000	山﨑建設(株)
27	公共下水道管更生工事（越谷第八処理分区）	86,350,000	池中建設(株)
28	荻島学童保育室建設工事	133,650,000	(有)大熊建設
29	新川都市下水路築造工事５－１	142,450,000	山﨑建設(株)
30	公共下水道築造工事（新方川第１７号雨水幹線の支線）６－１	71,500,000	(株)鈴木組
31	かんがい排水整備工事（６－１）	97,350,000	山﨑建設(株)
32	応急対策工事（６－６）	83,600,000	富士興業(株)
33	コスモス排水機場Ｎｏ．３排水ポンプ更新工事	60,500,000	昱(株)
34	耐震性貯水槽新設工事（北越谷駅西口多目的広場外１か所）	74,800,000	三ツ和総合建設業協同組合
35	体育施設補修工事（しらこばと運動公園庭球場）	75,350,000	オザワロード(株)
36	左敷田ポンプ場増強工事（土木）６－１	184,250,000	(株)さいたま資材
37	左敷田ポンプ場増強工事（機械設備）６－２	272,580,000	吉田工機(株)
38	左敷田ポンプ場増強工事（電気設備）６－３	291,500,000	(株)大久保電気
39	応急対策工事（６－７）	128,700,000	(株)第一テクノ
40	平新川調整池整備工事６－１	135,300,000	池中建設(株)
41	越谷吉川線街路築造工事（電線共同溝工）	124,300,000	山﨑建設(株)
42	大間野排水機場自家発電設備改修工事	121,990,000	(株)大久保電気
43	大成（飯島）排水機場排水ポンプ更新工事	81,400,000	荏原実業(株)

○業務委託　案件一覧

No.	契約名	契約金額	業者名
1	除草業務委託（その１）	13,904,000	(株)深野造園
2	除草業務委託（その２）	13,750,000	(株)東武園芸
3	街路樹等管理委託（市道２３４０号線外５２か所）	31,240,000	(株)深野造園
4	街路樹等管理委託（市道１１３０号線外３１か所）	23,100,000	(株)中新造園
5	街路樹等管理委託（市道２３００号線外４４か所）	17,985,000	(有)宝亀園
6	街路樹等管理委託（市道２１１０号線外３２か所）	16,401,000	(有)片桐造園
7	街路樹等管理委託（市道１０５０号線外２８か所）	11,396,000	(株)東武園芸
8	公園等管理委託（鷺高第五公園外２１か所）	37,719,000	(株)深野造園
9	公園等管理委託（増林公園外２７か所）	36,157,000	(株)中新造園
10	公園等管理委託（元荒川緑道外３か所）	30,800,000	(株)東武園芸
11	公園等管理委託（千間台第四公園外１８か所）	29,370,000	(有)クリーンガーデン緑屋
12	公園管理委託（大吉公園外１２か所）	28,820,000	(株)東武緑化サービス
13	公園管理委託（平方公園外１４か所）	28,325,000	(株)東武園芸
14	公園管理委託（(仮称）大相模調節池親水公園）	28,050,000	(有)片桐造園
15	公園等管理委託（出羽公園外１８か所）	26,840,000	(株)中新造園
16	公園等管理委託（蒲生公園外１４か所）	21,450,000	(株)東武緑化サービス
17	公園等管理委託（南荻島公園外１４か所）	11,000,000	(有)宝亀園
18	公園等管理委託（見田方遺跡公園外３６か所）	53,020,000	(株)サンエー緑化
19	草刈清掃委託（西大袋その１）	13,090,000	(株)中新造園
20	草刈清掃委託（西大袋その２）	14,168,000	(株)深野造園
21	管路施設調査業務委託（本管調査）６－１	10,505,000	(株)東武エコテック
22	街路樹剪定委託（市道８００８７号線外８路線）	20,900,000	(有)片桐造園
23	街路樹剪定委託（市道２１１０号線外２路線）	13,860,000	(株)深野造園
24	街路樹剪定委託（市道２１９０号線外５路線）	14,520,000	(株)中新造園
25	街路樹剪定委託（市道１０２０号線外４路線）	14,520,000	(株)東武園芸
26	管路施設調査業務委託（本管調査）６－２	9,845,000	(株)和幸クリーン
27	浚渫業務委託（河６－１）	11,880,000	環境技建(株)
28	浚渫業務委託（河６－３）	23,760,000	(有)宝亀園

29	リサイクルプラザ清掃業務委託（長期継続契約）	40,590,000	(株)ホリ・エンタープライズ
30	市庁舎清掃業務委託（長期継続契約）	295,891,200	日建総業(株)
31	北部市民会館清掃業務委託（長期継続契約）	28,699,000	(有)大洋警備保障
32	増林地区センター・教育センター・地域包括支援センター増林清掃業務委託（長期継続契約）	16,478,000	(有)大洋警備保障
33	リサイクルプラザ資源化施設運転管理等業務委託（長期継続契約）	578,714,400	新明和ウエステック(株)
34	産業雇用支援施設清掃業務委託（長期継続契約）	12,650,000	(株)ホリ・エンタープライズ
35	大沢地区センター・地域包括支援センター大沢清掃業務委託（長期継続契約）	11,484,000	(株)庶務サービス
36	蒲生地区センター・地域包括支援センター蒲生清掃業務委託（長期継続契約）	11,044,000	(株)むさしビルクリーナー
37	消防本庁舎清掃業務委託（長期継続契約）	11,000,000	(株)ホリ・エンタープライズ
38	若年者等就職支援事業委託（長期継続契約）	11,213,785	(株)シグマスタッフ
39	放置自転車等保管・返還業務委託（長期継続契約）	21,106,800	(有)ライフ・サポート
40	越谷市男女共同参画相談業務委託（長期継続契約）	40,352,928	特定非営利活動法人 女性のスペース結
41	越谷市立病院清掃業務委託（長期継続契約）	345,708,000	旭ビル管理(株)
42	越谷市立病院警備及び電話交換業務委託（長期継続契約）	272,844,000	旭ビル管理(株)
43	越谷市立病院院内保育室運営業務委託（単価・長期継続契約）	68,559,480 (予定総支出額)	(株)キッズコーポレーション

○指定管理協定　案件一覧

No.	件名	上限額	業者名
1	越谷総合公園	37,000,000	(公財)越谷市施設管理公社
2	市民プール	282,000,000	越谷市社会福祉協議会・シンコースポーツグループ
3	越谷コミユニテイセンター	1,810,000,000	(公財)越谷市施設管理公社
4	老人福祉センターけやき荘	1,466,000,000	越谷市社会福祉協議会・シンコースポーツグループ
5	老人福祉センターくすのき荘		
6	老人福祉センターゆりのき荘		
7	老人福祉センターひのき荘		

【履行状況報告書提出件数】

工事請負　　　４２件　※1件はR7.9現在未着工のため報告書提出無し

業務委託　　　４３件

指定管理協定　　７件　　計９２件

【従事労働者数】

○履行状況報告書が提出された全案件の従事労働者数をまとめた一覧

	正社員	ﾊﾟｰﾄ・ｱﾙﾊﾞｲﾄ	その他（下請等）	合計
工事請負	127人	6人	2,046人	2,179人
業務委託	295人	134人	74人	503人
指定管理	48人	173人	48人	269人
合計	470人	313人	2,168人	2,951人

【最低支払賃金額の報告状況】

工事請負

○履行状況報告書が提出された全案件のうち職種ごとの最低支払賃金額をまとめた一覧

職種	労働報酬下限額	最低支払賃金額（最低額）	最低支払賃金額（最高額）
特殊作業員	3,004	3,005	4,500
普通作業員	2,734	2,736	3,700
軽作業員	1,902	2,000	2,000
造園工	2,779	2,790	3,000
法面工	3,364	－	－
とび工	3,420	3,424	3,860
石工	3,465	－	－
ブロック工	3,274	3,300	3,300
電工	3,060	3,060	4,750
鉄筋工	3,398	3,200	3,580
鉄骨工	3,060	3,100	3,600
塗装工	3,465	3,500	3,790
溶接工	3,555	3,557	3,557
運転手（特殊）	3,297	3,300	3,750
運転手（一般）	2,835	2,836	3,000
潜かん工	3,927	－	－
潜かん世話役	4,669	－	－
さく岩工	3,994	－	－
トンネル特殊工	3,927	－	－
トンネル作業員	3,297	－	－
トンネル世話役	4,343	－	－
橋りょう特殊工	3,792	－	－
橋りょう塗装工	3,769	－	－
橋りょう世話役	4,264	－	－
土木一般世話役	3,308	3,310	4,500
高級船員	4,095	－	－
普通船員	3,308	－	－
潜水士	5,142	－	－
潜水連絡員	3,870	－	－
潜水送気員	3,780	－	－
山林砂防工	3,443	－	－
軌道工	6,267	－	－
型わく工	3,353	3,355	3,540
大工	3,229	3,260	3,460
左官	3,353	3,360	3,650
配管工	2,903	2,910	3,500
はつり工	3,207	4,750	4,750

防水工	3,702	3,800	3,800
板金工	3,623	3,650	3,700
タイル工	2,952	－	－
サッシ工	3,387	3,590	3,860
屋根ふき工	3,120	－	－
内装工	3,544	3,560	3,765
ガラス工	3,353	－	－
建具工	3,015	3,100	3,100
ダクト工	3,027	－	－
保温工	2,937	3,000	3,000
建築ブロック工	3,059	－	－
設備機械工	2,970	3,200	4,750
交通誘導警備員Ａ	1,992	2,875	2,875
交通誘導警備員Ｂ	1,789	1,800	2,375
見習い	1,522	－	－

業務委託

○履行状況報告書が提出された全案件の最低支払賃金額をまとめた一覧

労働報酬下限額	最低支払賃金額 （最低額）	最低支払賃金額 （最高額）
１，０９０円	１，０９０円	２，０５０円

指定管理

○履行状況報告書が提出された全案件の最低支払賃金額をまとめた一覧

なし

②アンケート結果について

【労働者向けアンケート（業務委託）】

条例の周知状況等を確認することを目的に、条例に規定する労働報酬下限額の適用案件の労働者を対象にアンケート調査を実施しました。

（令和６年度適用案件）

調査対象：１　本庁舎清掃業務委託（長期継続契約）
　　　　　２　保健所・保健センター清掃業務委託（長期継続契約）
　　　　　３　施設管理協定（市民プール）

調査期間：　令和７年５月２０日～６月１２日

回答者数：　６６名

調査内容：　次のとおり

○労働者向けアンケート（業務委託）

問１　あなたが今働いている現場は、市の公契約条例の対象業務であり、市が独自に決めた労働報酬下限額以上の賃金が支払われることが約束されていますが、このことを知っていますか。

1　知っている。	53 者
2　知らない。	13 者

問２　（問１で「知っている。」と答えた方のみ御回答ください）
公契約条例についてどうやって知りましたか。その他の場合、内容をご記入ください。

1　現場（職場）の掲示物（ポスター等）で知った。	2 者
2　現場で配布されたチラシで知った。	2 者
3　現場の朝礼や新規入場者教育で知った。	3 者
4　勤務先からの説明等で知った。	47 者
5　その他　（内容をご記入ください）	1 者

内容	・ネット等で

問３　令和６年度の対象業務の労働報酬下限額は、１，１６０円（１時間当たり）となりますが、あなたは労働報酬下限額以上の賃金をもらっていますか。

1　もらっている。	58 者
2　もらっていない。	2 者
3　わからない。	6 者

問４　（問３で「もらっていない。」と答えた方のみ御回答ください）
労働報酬下限額以上の賃金をもらっていない理由をご記入ください。
（例：試の使用期間中である、軽易な業務に従事している、断続的労働に従事している等）

理由記入欄	

※未回答

問５　公契約条例の対象となった業務の労働者は、労働報酬下限額を下回った賃金が支払われている場合に市または受注者（元請業者）にその旨の申し出をすることができます。このことを知っていますか。

1　知っている。	45 者
2　知らない。	19 者

未回答：２者

問６　その他、公契約条例について、ご意見がございましたらご記入ください。

意見欄	

※未回答

【受注者向けアンケート（業務委託）】

条例の実効性を確認することを目的に、条例に規定する労働報酬下限額の適用案件を受注した事業者を対象にアンケート調査を実施しました。

（令和６年度適用案件）

調査対象：　令和６年４月１日～令和７年２月２８日に労働報酬下限額適用案件を受注した事業者

調査期間：　令和７年５月１４日～５月３０日

回答者数：　１７者（全２３事業者）

調査内容：　次のとおり

○受注者向けアンケート（業務委託）

問１　本市の公契約条例について、どの程度理解できていると思いますか。

1　理解できている	10 者
2　ほぼ理解できている	4 者
3　あまり理解できていない	3 者
4　理解できていない	0 者

問２　条例では、労働報酬下限額適用案件の受注者は、労働報酬下限額等の事項をその業務に従事する労働者（以下「対象労働者」という。）へ周知することとされていますが、どのような方法で周知を行いましたか。（複数回答可）

その他の場合は、その内容を「その他」欄にご記入ください。

1　受注者が各対象労働者に書面で周知	11 者
2　下請業者に各対象労働者へ書面で周知するよう依頼	0 者
3　作業場事務所・労働者控室への掲示	2 者
4　受注者が各対象労働者へ口頭により説明	8 者
5　下請業者に各対象労働者へ口頭により周知するよう依頼	0 者
6　その他　（内容をご記入ください）	2 者
・労働組合を通じて説明している。 ・法人が雇用している職員が直接実施しており、下請業者などには回していない。	

問３　公契約条例に関して、対象労働者からの相談や質問、苦情等はありましたか。

1　相談等があった	0 者
2　相談等はなかった	17 者

問４　（問３において「1　相談等があった。」と回答した場合のみご回答ください。）

相談等の内容はどのようなものでしたか。

記入欄	

※未回答

問5　公契約条例は、労働環境の整備に効果があったと思いますか。

また、その理由をご記入ください。

1　効果があったと考える	10 者
2　今は効果が見られないが、今後効果があると考える	2 者
3　効果はない。今後も効果はないと考える	2 者
4　その他	3 者

※何故そう思うのか理由もご記入ください。

【１　効果があったと考える】
・労働報酬が比較的高いため、求人を出しても労働者が確保できる。
・勤務者が意欲的になり、相互間で意見を出し合うなど労働環境改善や美化に積極的になっている。
・離職率の低下がみられる。
・公契約条例により、労働者に対する労働報酬下限額が保証された。
【２　今は効果が見られないが、今後効果があると考える】
・近隣の市よりも時給が高く設定されているため、今後求人の際に有利に働くと考えている。
【３　効果はない。今後も効果はないと考える】
・（現在の賃金が下限額を）すでに上回っているため。
【４　その他】
・どちらともいえない

問6　　公契約条例の適用となったことにより、対象労働者の労働意欲の向上につながる効果があったと思いますか。また、その理由をご記入ください。

1　効果があったと考える	11 者
2　今は効果が見られないが、今後効果があると考える	3 者
3　効果はない。今後も効果はないと考える。	3 者
4　その他	0 者

※何故そう思うのか理由もご記入ください。

【１　効果があったと考える】
・賃金が上がり労働意欲が高まった。
・改善点や作業方法についての見直しや意見交換などの行動が見られるようになった。
・年々給与上昇に反映されるため意欲向上につながっていると感じる。
・県の最低賃金よりも時給が高いため。
・下限額が賃金を上回っていたことにより、労働者の収入 UP に繋がり意欲向上につながっている。
・労働者の定着率向上につながっている
【２　今は効果が見られないが、今後効果があると考える】
・社内での年１回の昇給、１０月の最低賃金改定による昇給、公契約条例による昇給と昇給機会が多いためモチベーションアップにつながっている。
【３　効果はない。今後も効果はないと考える】
・すでに上回っているため。
・業務内容が多すぎるため、現在の下限額では労働意欲は向上しないと考える。

問７　労働報酬下限額適用案件の労働者賃金は、他に受注している工事や業務委託と比べて高いですか、低いですか。

また、その理由をご記入ください。

1　高い	10 者
2　変わらない	4 者
3　低い	3 者

※理由もご記入ください。

【１ 高い】
- 他の業務の賃金は最低賃金かそれに近い賃金であるため。
- 他案件では埼玉県最低賃金が基準として適応されているため。
- 他の職員が高い設定になっているので、それに合わせる形になっているため。
- 条例の適用されていない案件などでは、委託料との兼ね合いもあり賃金を上げづらい背景があるため。
- 他の業務委託より高めであり、労働内容に対して見合っているため。

【２ 変わらない】
- 入札を行っているため。
- 越谷市以外からは受注していないため不明。
- どこも賃金が上がっているため。

【３ 低い】
- 時間単価では賃金上昇がみられるが、賞与などの手当が予算化されないため。
- 他市と比べると低い。
- 業務の特殊性によっては、労働者賃金は下限を上回っている。

問８　労働報酬下限額適用案件の契約締結時に配布しました「越谷市公契約条例の手引き」に記載の説明内容について不明点等があり見直しが必要と思いますか。

1　必要である	2 者
2　必要でない	15 者

問９　（問９において「1　必要である」と回答した場合のみご回答ください。）

見直しが必要な内容はどのようなものですか。

見直し内容欄	・下限額の見直し（下方修正） ・他市に比べて賃金が低額であるというデータがある。業務内容が多く、物価高もあるため、今後金額アップを望む。

問 10　令和６年度の労働報酬下限額の金額について、どのように感じましたか。

1　高い	2 者
2　適当な金額である	11 者
3　低い	4 者

問 11　労働報酬下限額の対象契約については、適正な労働環境の確保のため、「労働報酬下限額以上の賃金支払い」及び「履行状況等の報告書の作成及び提出」等が義務付けられております。

現在、労働報酬下限額の対象としている契約は、予定価格が１，０００万円以上の業務委託（指定管理業務委託含む）としておりますが、この金額を引き下げて（例えば、５００万円以上を対象とする等）、下限額対象契約を拡大することについて、貴社のお考えをお聞かせください。

1　拡大しないほうが良い（現状維持が良い）	6 者
2　拡大したほうが良い（対象となる金額を引き下げたほうが良い）	7 者
3　どちらともいえない	4 者

もし、上記回答について理由があればご記入ください。
（例：労働力確保のため。賃金の増額は難しいため。手続きが負担になるため。など）

理由記入欄	【１　拡大しない方が良い（現状維持が良い）】 ・手続きが負担になるため。 ・賃金増額は難しいため。 【２　拡大した方が良い（対象となる金額を引き下げたほうが良い）】 ・労働力確保のため。 ・公契約条例適用対象外の受注があった場合も、社内での賃金の整合性を図るため、労働報酬下限額と同じ賃金の支払いが要求されるため。 ・拡大し、色々な人の意見を挙げたほうがよい。 ・多くの事業者が労働報酬下限額を意識することが必要なため。 【３　どちらともいえない】 ・業務委託費が給与水準に見合ってないくらい低いため、適正な労働環境にできないのではないか。 ・案件による賃金差が無く高い位置で安定するが、支払側の負担増が不可避である。 ・労働力の確保は出来るが、賃金の増額に耐えられない企業もあるため。

問 12　その他本市の入札・契約制度に関してご意見等がありましたらご記入ください。
また、今までご回答いただいた内容について、補足等がありましたら併せてご記入ください。

・大幅な賃金の上昇が予想されており、契約金額に価格転嫁ができない場合に会社の経営への影響が大きくなる。複数年契約の為、数年先の予想が難しく苦慮している。労働報酬下限額が改定された場合に変更契約が出来るように配慮をお願いしたい。
・案件によって公契約条例の適用・不適用があり、不適用案件の労働者より不満が出ているため、労働報酬下限額の対象契約と同じ金額を弊社の持ち出しで支払っている。ここ最近の最低賃金の上がり方は、企業としてもとても厳しいので、３年後を見据えて予算を組んで頂きたい。
・契約内容に変更があった場合は受注者にすみやかに通知して欲しい。

・令和７年度の労働報酬下限額（１，１６０円／１時間）が低すぎる。予算編成をする段階で、委託の意見をもっと取り入れてもらいたい。
・万全にやっていただいている。
・現契約は 2022 年から５年間の契約となっているが、応札時に越谷市公契約条例による５年分の上昇金額を予測することは困難であった。今後は、越谷市公契約条例によって上昇する額および消費者物価指数の変動、最低賃金の上昇を加味し、毎年契約金額の増額交渉がおこなえるような契約形態への変更を望む。

③令和７年度労働報酬下限額適用案件の発注状況について

令和７年度

【労働報酬下限額適用案件数】　※令和７年９月１日現在

工事請負　　２９件

業務委託　　２３件

指定管理協定　　２件　　計５４件

〇工事請負　案件一覧

No.	契約名	契約金額	業者名
1	防犯カメラ設置工事	183,788,000	太洋電設工業(株)
2	（仮称）桜井分署建設工事（建築）	1,155,000,000	髙元・猪又経常建設共同企業体 ㈹髙元建設(株)
3	旧保育所解体工事（旧大沢第一保育所外１か所）	330,000,000	髙元建設(株)
4	（仮称）桜井分署建設工事（電気設備）	202,400,000	村川電気工業(株)
5	（仮称）桜井分署建設工事（機械設備）	176,550,000	(株)ナカノヤ
6	越谷市立千間台小学校校舎外壁改修工事	254,100,000	(株)豊田工務店
7	越谷市立平方中学校校舎外壁改修工事	236,500,000	(有)大熊建設
8	越谷市立平方小学校校舎外壁改修工事	207,020,000	(株)山下工務店
9	越谷市立中学校屋内運動場等空調設備設置工事（北中学校外１か所）	386,100,000	(株)ナカノヤ
10	越谷市立中学校屋内運動場等空調設備設置工事（平方中学校外１か所）	371,580,000	(株)ナカノヤ
11	越谷市立中学校屋内運動場等空調設備設置工事（南中学校外１か所）	311,300,000	(株)新興設備
12	越谷市立西中学校屋内運動場等空調設備設置工事	204,306,300	(株)協和設備
13	越谷市立小学校屋内運動場空調設備設置工事（大袋小学校外２か所）	314,600,000	(株)ナカノヤ
14	越谷市立小学校屋内運動場空調設備設置工事（越ケ谷小学校外２か所）	300,705,900	(株)協和設備
15	越谷市立小学校屋内運動場空調設備設置工事（東越谷小学校外１か所）	265,100,000	(株)桶新設備
16	越谷市立小学校屋内運動場空調設備設置工事（弥栄小学校外１か所）	264,000,000	(株)新興設備
17	越谷吉川線街路築造工事（街路工）南工区	129,800,000	山﨑建設(株)
18	公共下水道築造工事（新方川第１７号雨水幹線の支線）７－１	102,300,000	(株)鈴木組
19	しらこばと運動公園第２競技場人工芝化改修工事	145,200,000	オザワロード(株)
20	越谷市立中学校照明器具ＬＥＤ化工事（富士中学校外１か所）	91,520,000	太洋電設工業(株)
21	越谷市立中学校照明器具ＬＥＤ化工事（中央中学校外１か所）	95,700,000	(有)スバル電業
22	越谷市立小学校照明器具ＬＥＤ化工事（西方小学校外１か所）	90,530,000	トバセ電気工事(株)
23	越谷市立小学校照明器具ＬＥＤ化工事（大間野小学校外１か所）	78,705,000	(株)ヤマナカ電気工事

24	越谷市立小学校照明器具ＬＥＤ化工事（北越谷小学校外１か所）	56,375,000	太洋電設工業(株)
25	越谷吉川線街路築造工事（電線共同溝工）北工区	85,470,000	山﨑建設(株)
26	橋梁補修工事（千間台駅南陸橋）	122,870,000	富士興業(株)
27	応急対策工事（７－１）	121,000,000	(株)鈴木組
28	（仮称）共同消防指令センター外構等整備工事（建築）	72,050,000	髙元建設(株)
29	公園整備工事（西大袋第一公園）付帯工	71,500,000	(株)鈴木組

○業務委託　案件一覧

No.	契約名	契約金額	業者名
1	街路樹等管理委託（市道２３４０号線外５２か所）	29,480,000	(株)深野造園
2	街路樹等管理委託（市道１１３０号線外３１か所）	23,100,000	(株)中新造園
3	街路樹等管理委託（市道２３００号線外４３か所）	17,270,000	(有)宝亀園
4	街路樹等管理委託（市道２１１０号線外３２か所）	16,401,000	(有)片桐造園
5	除草業務委託（その２）	14,630,000	(株)東武園芸
6	除草業務委託（その１）	13,640,000	(株)深野造園
7	街路樹等管理委託（市道１０５０号線外２８か所）	11,000,000	(株)東武園芸
8	除草業務委託（その３）	9,350,000	(有)クリーンガーデン緑屋
9	公園等管理委託（見田方遺跡公園外３６か所）	59,950,000	(株)サンエー緑化
10	公園等管理委託（出羽公園外３３か所）	43,890,000	(株)中新造園
11	公園等管理委託（鷺高第五公園外２１か所）	41,085,000	(株)深野造園
12	公園等管理委託（増林公園外２７か所）	40,700,000	(株)中新造園
13	公園等管理委託（元荒川緑道外３か所）	36,850,000	(株)東武園芸
14	公園等管理委託（千間台第四公園外１８か所）	34,540,000	(有)クリーンガーデン緑屋
15	公園管理委託（平方公園外１４か所）	33,330,000	(株)東武園芸
16	公園管理委託（大吉公園外１３か所）	32,516,000	(株)東武緑化サービス
17	公園管理委託（(仮称）大相模調節池親水公園）	27,753,000	(有)片桐造園
18	公園等管理委託（蒲生公園外１４か所）	24,222,000	(株)東武緑化サービス
19	公園等管理委託（菖蒲田年間管理）	9,801,000	(株)サンエー緑化
20	草刈清掃委託（西大袋その１）	14,080,000	(有)宝亀園
21	草刈清掃委託（西大袋その２）	14,850,000	(株)深野造園
22	桜井地区センター･地域包括支援センター桜井清掃業務委託（長期継続契約）	12,870,000	(株)むさしビルクリーナー
23	出羽地区センター清掃業務委託（長期継続契約）	8,692,200	(有)大洋警備保障

○指定管理協定

No.	契約名	上限額	業者名
1	越谷市市民活動支援センター	347,970,000	越谷未来づくり共同事業体
2	越谷市越谷駅東口駐車場	利用料金制につき上限なし	(株)越谷ツインシティ

資料３

令和７年度越谷市労働報酬等審議会第１回会議資料

【協議事項】

①業務委託等に係る労働報酬下限額について

業務委託等に係る労働報酬下限額について

１　労働報酬下限額とは

　公契約条例は、公契約に従事する労働者の適正な労働条件を確保することを目的の一つとしていますが、この実効性を確保するため、発注者が、公契約従事労働者に支払われるべき賃金の下限額を「労働報酬下限額」として設定し、この下限額以上の賃金を受注者に義務付けるものです。

２　対象案件（施行規則第５条）

（１）予定価格が５，０００万円以上の工事請負契約

（２）予定価格が１，０００万円以上の業務委託のうち以下の契約

・建物清掃	・施設運転管理	・相談支援
・放置自転車保管場所管理	・食堂業務	・設備保守管理
・公園・街路樹等の維持管理	・市立病院院内保育室運営	・医療事務
・市立病院病棟保育業務	・市立病院警備業務	
・市立病院電話交換業務		

（３）委託料の上限が１，０００万円以上の指定管理協定

３　対象労働者

　対象案件に従事する労働者であれば、下請負や再委託労働者、一人親方に対しても労働報酬下限額が適用されますが、以下の労働者は適用外となります。

（１）最低賃金の減額の特例が認められる労働者（施行規則第３条第１号）

①　精神又は身体の障害により著しく労働能力の低い者

②　試の使用期間中の者

③　職業能力開発促進法に基づく認定職業訓練を受ける者のうち一定のもの

④　イ　軽易な業務に従事する者

　　ロ　断続的労働に従事する者

（２）建設工事の現場代理人、監理技術者等（施行規則第３条第２号）

（３）対象案件への従事時間が１月あたり３０分未満の者（施行規則第３条第３号）

（４）同居の親族のみを使用する事業又は事務所に使用される者、家事使用人（条例第２条第４号）

４　対象案件受注者に求められる主な内容

　対象案件に従事する全ての労働者に対して労働報酬下限額以上の賃金の支払いが義務付けられるほか、施行規則に基づく様式により、支払い賃金額や関係法令の遵守状況等について、市への報告が求められます。

５　令和７年度の業務委託及び指定管理協定に適用される下限額について

（１）労働報酬下限額の設定状況

令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
９８７円	１，００９円	１，０３５円	１，０９０円	１，１６０円

（２）各賃金額の状況

条例第６条第２項各号の規定により、業務委託の下限額の設定にあたり、本市では「最低賃金額」、「生活保護基準」及び「その他公的機関が定める労務単価の基準等」を勘案することとしていますが、他の自治体においては、それ以外に「市職員給与」や「市会計年度任用職員賃金」、「市内同種労働者、市発注業務従事労働者賃金」等を勘案しております。

①最低賃金額・・・・・１，１４１円（埼玉県）

○１都６県における最低賃金額の推移

	令和４年度		令和５年度		令和６年度		令和７年度(見込含)	
	最低賃金	前年比	最低賃金	前年比	最低賃金	前年比	最低賃金	前年比
埼玉県	987円	31円	1,028円	41円	1,078円	50円	**1,141円**	63円
茨城県	911円	32円	953円	42円	1,005円	52円	1,074円	69円
栃木県	913円	31円	954円	41円	1,004円	50円	1,068円	64円
群馬県	895円	30円	935円	40円	985円	50円	1,063円	78円
千葉県	984円	31円	1,026円	42円	1,076円	50円	1,140円	64円
東京都	1,072円	31円	1,113円	41円	1,163円	50円	1,226円	63円
神奈川県	1,071円	31円	1,112円	41円	1,162円	50円	1,225円	63円

○１都６県における最低賃金の上昇率

	Ｒ３→Ｒ４	Ｒ４→Ｒ５	Ｒ５→Ｒ６	Ｒ６→Ｒ７(見込含)
埼玉県	３．２４％	４．１５％	４．８６％	５．８４％
茨城県	３．６４％	４．６１％	５．４６％	６．８７％
栃木県	３．５１％	４．４９％	５．２４％	６．３７％
群馬県	３．４７％	４．４７％	５．３５％	７．９２％
千葉県	３．２５％	４．２７％	４．８７％	５．９５％
東京都	２．９８％	３．８２％	４．４９％	５．４２％
神奈川県	２．９８％	３．８３％	４．５０％	５．４２％

②　生活保護基準（条例第６条第２項第３号）・・・・**７８０円**

○令和７年度における越谷市での生活保護基準額（２級地１）

- ・第１類（食費、被服費等）　４５，８２０円
- ・第２類（光熱費等）　２７，７９０円
- ・特別加算額　１，５００円（令和７年１０月～）
- ・冬季加算額　２，６３０円
- ・期末一時扶助　１２，８８０円
- ・住宅扶助　４３，０００円
- ・合　　計　１３３，６２０円

１３３，６２０円÷１７１．４（1月（３０日）の法定労働時間）＝７７９．５７≒７８０円

※１　生活保護基準額のうち最も高額な１２～１７歳単身世帯の基準（１類費＋２類費＋冬季加算＋特別加算＋期末一時扶助費＋住宅扶助※２）により積算しています。

※２　住宅扶助の数値は埼玉県の住宅扶助限度額を使用し積算しています。

③　市職員給与（高卒行政職初任給）

◇地域手当を含めない場合・・・・・・・・・・・**１，２８６円**

◇地域手当を含める場合・・・・・・・・・・・・**１，３６３円**

○積算方法

①高卒行政職初任給　２０１，０００円

（越谷市職員の給与に関する条例　別表第１　１級１３号）

②地域手当（６％）　１２，０６０円

◇地域手当を含めない場合

２０１，０００円×１２月÷１８７５．５時間（年間所定労働時間）≒１，２８６円

◇地域手当を含める場合

２１３，０６０円×１２月÷１８７５．５時間（年間所定労働時間）≒１，３６３円

④　市会計年度任用職員報酬（事務）

年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
賃金額	１，００９円	１，００９円	１，０３５円	１，１１３円	**１，２６７円**

⑤　市内同種労働者、市発注業務従事労働者賃金（本市賃金調査の結果）

○令和６年１０月１日付の最低賃金額の引き上げを踏まえ、最低賃金額以上の賃金が支払われていることを確認するため、現に履行中の清掃業務委託を対象に、受注者に対するアンケート調査を実施しました。

◇調査期間　令和６年１１月１３日～１１月２９日

◇対象案件　現に履行中の建物清掃業務委託（計８件、４社）※1,000 万円未満の案件

◇調査結果

・賃金額平均値　：１，４２９円（最低賃金（１，０７８円）に占める割合：132.56％）

・回答における賃金最低額：１，０７８円（最低賃金（１，０７８円）に占める割合：100.00％）

（３）他自治体の業務委託に係る労働報酬下限額（令和７年９月１日現在）

	自治体名	下限額前年対比	令和7年度			下限額前年対比	令和6年度		
			下限額	最低賃金	最低賃金比		下限額	最低賃金	最低賃金比
19	**越谷市**	106.42%	1,160	1,078	107.61%	105.31%	1,090	1028	106.03%
1	千葉県野田市	104.96%	1,143	1,076	106.23%	104.31%	1,089	1,026	106.14%
2	神奈川県川崎市	105.51%	1,226	1,162	105.51%	103.94%	1,162	1,112	104.50%
3	東京都多摩市	105.99%	1,239	1,163	106.53%	105.41%	1,169	1,113	105.03%
4	神奈川県相模原市	105.31%	1,230	1,162	105.85%	104.29%	1,168	1,112	105.04%
5	東京都国分寺市	107.37%	1,223	1,163	105.16%	103.83%	1,139	1,113	102.34%
6	東京都渋谷区	115.00%	1,426	1,163	122.61%	105.80%	1,240	1,113	111.41%
7	神奈川県厚木市	105.70%	1,224	1,162	105.34%	104.61%	1,158	1,112	104.14%
8	福岡県直方市	112.89%	1,156	992	116.53%	107.79%	1,024	941	108.82%
9	東京都足立区	110.75%	1,350	1,163	116.08%	107.88%	1,219	1,113	109.52%
10	兵庫県三木市	107.69%	1,120	1,052	106.46%	101.96%	1,040	1,001	103.90%
11	東京都千代田区	111.25%	1,335	1,163	114.79%	106.29%	1,200	1,113	107.82%
12	埼玉県草加市	105.56%	1,140	1,078	105.75%	105.88%	1,080	1,028	105.06%
13	東京都世田谷区	109.77%	1,460	1,163	125.54%	108.13%	1,330	1,113	119.50%
14	高知県高知市	106.13%	1,022	952	107.35%	105.13%	963	897	107.36%
15	千葉県我孫子市	104.87%	1,076	1,076	100.00%	103.95%	1,026	1,026	100.00%
16	兵庫県加西市	106.14%	1,106	1,052	105.13%	104.20%	1,042	1,001	104.10%
17	兵庫県加東市	105.03%	1,106	1,052	105.13%	106.04%	1,053	1,001	105.19%
18	愛知県豊橋市	104.80%	1,092	1,077	101.39%	104.10%	1,042	1,027	101.46%
20	東京都目黒区	108.98%	1,298	1,163	111.61%	107.30%	1,191	1,113	107.01%
21	東京都日野市	105.90%	1,238	1,163	106.45%	105.32%	1,169	1,113	105.03%
22	愛知県豊川市	105.39%	1,094	1,077	101.58%	104.22%	1,038	1,027	101.07%
23	東京都新宿区	115.50%	1,438	1,163	123.65%	103.58%	1,245	1,113	111.86%
24	東京都杉並区	113.73%	1,400	1,163	120.38%	108.17%	1,231	1,113	110.60%
25	東京都江戸川区	110.66%	1,350	1,163	116.08%	108.93%	1,220	1,113	109.61%
26	東京都中野区	105.34%	1,380	1,163	118.66%	111.97%	1,310	1,113	117.70%
27	東京都北区	114.86%	1,368	1,163	117.63%	103.84%	1,191	1,113	107.01%
28	三重県津市	108.60%	1,137	1,023	111.14%	-	1,047	973	107.61%
29	東京都墨田区	111.49%	1,349	1,163	115.99%	-	1,210	1,113	108.72%
30	愛知県みよし市	104.90%	1,134	1,077	105.29%	-	1,081	1,027	105.26%
31	東京都台東区	-	1,323	1,163	113.76%	-	-	-	-
32	東京都文京区	-	1,295	1,163	111.35%	-	-	-	-
			39,638	35,756	110.86%		34,167	31,921	107.04%
				単純平均	110.71%			単純平均	106.96%

※野田市、多摩市、国分寺市、足立区、千代田区では、業務委託において、その内容に応じた複数の下限額を設定しているため、その中で最も安価な額を掲載しています。

※最低賃金については、その下限額を設定した時点での額（令和６年度の額は令和５年発効分、令和７年度の額は令和６年度発効分）を掲載しています。

（４）越谷市の労働報酬下限額と最低賃金の比較

年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
最低賃金	928 円	956 円	987 円	1,028 円	1,078 円	1,141 円
労働報酬下限額	987 円	1,009 円	1,035 円	1,090 円	1,160 円	
比率	106.36%	105.54%	104.86%	106.03%	107.61%	

※Ｒ３～Ｒ７　５年間の加重平均　106.11%

（５）労働報酬下限額の試算

※埼玉県最低賃金　1,141 円　(R8)

○越谷市の今年度と同じ比率で令和８年度に当てはめた場合

越谷市の令和７年度の比率　１０７.６１％

１，１４１円　×　１０７.６１％　≒　１，２２８円

○近隣自治体の平均比率を令和８年度に当てはめた場合

４自治体（越谷市、草加市、野田市、足立区）

令和７年度の平均　１０９.０６％

１，１４１円　×　１０９.０６％　≒　１，２４４円

※令和４年度労働報酬等審議会において、条例導入自治体の加重平均を参考にする際、全国ではなく近隣自治体に絞った加重平均を参考とすべきとの意見があり、上記４市の平均比率により下限額を決定した。

○全自治体の平均比率を令和７年度に当てはめた場合

３２自治体　令和７年度の平均　１１０.８６％

１，１４１円　×　１１０.８６％　≒　１，２６５円

労働報酬下限額の設定状況

年度	下限額	設定経過等
H29	930円	最低賃金に３年間の伸び率を１０％程度と想定して８４５円（当時の最低賃金額）×１１０％≒９３０円。平成２８年度臨時職員賃金９３０円と同額。
H30	960円	最低賃金に３年間の伸び率を１０％程度と想定して８７１円（当時の最低賃金額）×１１０％≒９６０円。
R元	960円	下限額の適用を年度ごとに変更したことで、最低賃金の３年間の伸び率を考慮する必要をなくし、今後は他自治体の最低賃金との比率の平均を算出して、最低賃金に乗じた額を参考にすることになったため、その平均比率から計算した金額が９４０円であり９６０円未満であることから据え置きとした。
R2	985円	他自治体の最低賃金との比率の平均と最低賃金の上昇額から考慮して、他自治体との平均に近づけるため、今までの最低賃金との比率から少し下げる割合で設定した。
R3	987円	新型コロナウイルス等の影響により最低賃金が前年２円増（埼玉県）止まりとなったため、同様に２円増のみとした。
R4	1，009円	越谷市会計年度任用職員賃金が１，００９円であることを踏まえ、賃金水準を合わせる形が望ましいとし、労働報酬下限額も１，００９円とした。
R5	1，035円	越谷市及び近隣３市（野田市、草加市、足立区）の最低賃金額と下限額の平均比率を適用し、１，０３５円とした。
R6	1，090円	東京都内及び近隣自治体の下限額の平均１，０９３円と関東圏内の自治体の平均１，０８７円の間の１，０９０円とした。
R7	1，160円	公契約条例導入自治体の平均比率による試算のほか、最低賃金の上昇傾向及び東京都の最低賃金を考慮し、１，１６０円とした。

付帯意見の抜粋

平成３０年度

(1) 労働報酬下限額を適用している各地方公共団体の労働報酬下限額と、設定しようとする際に現に発効している最低賃金（以下「最低賃金」という。）との比率の平均を算出し、当該比率を最低賃金に乗じて得た額等を参考に本市の労働報酬下限額を検討することが望ましい。

令和元年度

(1) 業務の委託に関する契約及び指定管理協定にかかる労働報酬下限額の設定にあたっては、会計年度任用職員の賃金水準も考慮した取扱いとすることが望ましい。

資料４

令和７年度越谷市労働報酬等審議会第１回会議資料

【調査状況】

①付帯意見に係る調査状況について

１　業務委託に関する契約の職種別下限額について

公契約条例（労働報酬下限額を設定しているもの）を施行している全自治体について、職種別の下限額を設定しているか調査を実施した。

（１）他自治体の状況（全９０自治体）

賃金条項を有しない条例　５７自治体

賃金条項を有する条例　　３３自治体　※内、令和８年度より施行が１自治体

⇒３３自治体中、５自治体が職種別の下限額を設定している

（千葉県野田市、東京都多摩市、国分寺市、足立区、千代田区）

（２）職種別の下限額　※2025.9.1 時点

①野田市

公契約条例が適用される公契約の種類	最低額
施設の設備又は機器の運転又は管理に関する契約	１，８２０円
施設の設備又は機器の保守点検に関する契約	１，８２０円
施設の清掃に関する契約及び保健センター、関宿保健センター及び野田市急病センターの清掃に関する契約	１，１４３円
施設の警備及び駐車場の整理に関する契約（警備業法第２条第５項に規定する機械警備業務に関するものを除く。）	１，３５０円

適用労働者の職種	最低額
施設の包括管理	1,８２０円
施設の電話交換、受付及び案内	1,１７０円
事務員補助	1,１４３円
プラント保安要員	1,８２０円
中央操作員	1,８２０円
重機オペレータ	1,８２０円
計量業務員	1,１４３円
プラットホーム作業員	1,３５０円
手選別作業員	1,１５１円
手選別作業員（障がい者等）	最低賃金法に基づいて定められる千葉県の地域別最低賃金額
清掃作業員	1,１４３円
除草作業員	1,１４３円
給食調理員	1,１４３円
給食配膳員	1,１４３円
給食配送員（運搬員）	1,１７０円
給食設備管理員	1,８２０円
栄養士	1,２３７円

②多摩市

業務内容	下限額
公園管理業務施設の樹木管理業務法面維持管理業務	１，２３９円
街路樹の維持管理業務（街路樹等の補助作業員を除く）	１，２３９円
下水道管渠清掃等業務（補助作業員を除く）	１，４７６円
可燃物等の収集運搬業務	１，２３９円
学校給食センター調理等業務委託	１，２３９円
学校給食配送業務委託	１，２３９円
学校給食配膳業務委託	１，２３９円
上記以外の業務・指定管理協定	１，２３９円

③国分寺市

主たる業務内容	最低額
設備の保守点検	１，２３６円
施設・設備の管理（運転等）	１，２２３円
施設の管理（受付等（電話交換・ 自転車駐車場管理含む））	１，２２３円
施設の清掃	１，２２３円
ごみ収集・運搬	１，２２３円

④足立区

職種	下限額
有資格者の保育士	１，４５０円
有資格者の保育士以外の職種	１，３５０円

⑤千代田区

主たる業務内容	最低額
警備員	１，４６３円
保全管理員	１，９６９円
清掃員	１，３４４円
介護職	１，３４４円
栄養士	１，５９２円
保健師	１，６３４円
看護師	１，６３４円
上記以外	１，３３５円

【課題】

・本市が契約している業務において、資格が必要な業務がどの程度あるか調査の必要があること。

・職種、業務別の下限額の設定根拠をどのように求めるか。